埼玉大学学生後援会外部講師謝金要項

1. 条件

埼玉大学学生後援会外部講師謝金を申請できる団体及び内容は、以下のすべてに該当するものとする。

- 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属していること。
- 今年度に外部講師が当該課外活動団体に対し恒常的に指導及び助言を行っていること。

2. 申請及び援助額

申請は 1 団体当たり年度内で 1 回とし、講師の人数にかかわらず謝金額の上限は 30,000 円とする。

申請は課外活動団体の構成員が行うこと。なお、外部講師が振込口座を直接埼玉大学学生後援会に提出したい場合は、次の電子メールアドレス宛に直接提出するものとする。

saidaisupport@gr.saitama-u.ac.jp

3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。

https://forms.cloud.microsoft/r/ZVW2j9B7BX

4. 対象期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで

5. 申請期間

令和 8 年 10 月 19 日(月)から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで

6. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

7. 採否結果

採否は援助費の振り込みをもって行う。

8. 顧問への確認

申請の内容については、必ず事前に顧問に確認をすること。